

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス（第694号）

2023年12月25日 | みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部

～政策関連～

平素より格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

■ 注目トピックス

中国人民銀行など、民営経済の発展下支えに金融支援策を公表

中国人民銀行(PBOC)は2023年11月27日、国家金融監督管理総局(NFRA)、中国证券監督管理委員会(CSRC)などと連名で、民間企業に対する金融支援の強化を旨とする通達『金融支援措置の強化、民営経済の発展拡大サポートに関する通知』を、公表しました。通達は、党中央委員会と国務院が今年7月19日に公表した『民営経済の発展促進に関する意見』を、着実に実行するためのものであります。そして、銀行融資や債券・株式市場での資金調達の支援、円滑化の金融サービスの提供拡大など7項目25措置を示しました。民間不動産企業や中小零細企業、ハイテク新興企業など向け金融支援の強化は国内景気のコト入れを図り、民間部門の活性化を促す一環となります。

■ 直近の重要政策

産業政策

- ✓ 車両購入税の減免対象となる新エネルギー車製品技術要求の調整に関する工業情報化部、財政部、税務総局の公告
(工業情報化部など、12/11)

貿易政策

- ✓ 国務院弁公庁が『国内取引と貿易の一体化発展の加速に関する若干措置』を公表する通知
(国務院、12/11)

金融政策

- ✓ 銀行間債券市場の価値評価業務管理弁法
(中国人民銀行、12/1)



MIZUHO

瑞穂銀行

— WeChat公式アカウント —

■ 注目トピックス

中国人民銀行など、民営経済の発展下支えに金融支援策を公表

中国人民銀行(PBOC)は 2023 年 11 月 27 日、国家金融監督管理総局(NFRA。元中国銀行保険監督管理委員会)、中国証券監督管理委員会(CSRC)などと連名で、民間企業に対する金融支援の強化を旨とする通達『金融支援措置の強化、民営経済の発展拡大サポートに関する通知』¹(以下、通達)を、公表しました。通達は、党中央委員会と国務院が今年 7 月 19 日に公表した『民営経済の発展促進に関する意見』²を、着実に実行するためのものです。そして、銀行融資や債券・株式市場での資金調達への支援、円滑化の金融サービスの提供拡大など 7 項目 25 措置を示しました。民間不動産企業や中小零細企業、ハイテク新興企業など向け金融支援の強化は国内景気のコトコトを回り、民間部門の活性化を促す一環となります。

通達の内容については、以下図表 1 をご参照ください。

【図表 1】 通達の内容

項目	主な内容	条目
①与信拡大 で民営経済 の発展支援	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 民間企業に対する金融サービスの目標と重点を明確にする。銀行は業績評価における民間企業向け業務のウェイトを引き上げ、民間企業向け貸出の割合を段階的に高める。 ▶ ハイテク、「専精特新」企業（ある分野に特化した新興企業）、低炭素化、産業基盤の再構築などの重点分野における民間企業に対する金融支援を強化する。 ▶ 民間企業向け不良債権の許容度を合理的に高め、民間企業向け貸出に係る免責制度を確立し、現場人員の積極性を十分に保護する。 	第 1 条
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 発展改革委と業界管理部門、中華全国工商業連合会（工商連）、業界団体との協働を強化し、市場と実績、信用力、資金調達ニーズを持つ優良な民間企業を掘り起こす。無担保融資の規模拡大を継続する。 	第 2 条
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ サプライチェーンにおける中小零細企業に対し、売掛債権や倉庫証券などを担保とした商流ファイナンス業務の展開を支援する。サプライチェーンごとに複数の中小零細企業に対する融資促進活動を着実に推進する。 	第 3 条
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 一時的な困難に陥るものの、製品に市場があり、事業に成長の見通しがあり、技術に市場競争力がある民間企業に対し、メインバンク、主幹事行が市場原理に基づき資金調達ニーズを事前に把握し、融資を無断で停止したり、抑えたり、引き出したり、打ち切りしたりしないことを奨励する。 ▶ 中国人民銀行が国家金融監督管理総局とともに 22 年 11 月に打ち出した不動産企業向けの金融支援策『現下の不動産市場の安定した健全な発展に向けた金融支援作業の着実な実施に関する通知』³などを着実に実行し、民間不動産企業の資金調達ニーズを合理的に満たす。 	第 4 条
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 優遇政策を享受する低コスト資金の使途と流れに対する管理・監視を強化する。関係会社間取引に対し、実質的使用者まで突き止める「通貫型」審査、モニタリング能力を高める。 	第 5 条

¹ 中国語原文は下記の URL よりダウンロードできます。

<http://www.pbc.gov.cn/zhengwugongkai/4081330/4406346/4693549/5148499/index.html>

² 関連内容については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 671 号をご参照ください。下記の URL よりダウンロードできます。

<https://www.mizuho.com/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0724-XF-0105.pdf>

³ 今年 7 月 10 日、中国人民銀行は国家金融監督管理総局とともに、『現下の不動産市場の安定した健全な発展に向けた金融支援作業の着実な実施に関する通知』について、一部政策の適用期間を延長するとして。関連内容については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 670 号をご参照ください。下記の URL よりダウンロードできます。

<https://www.mizuho.com/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0723-XF-0105.pdf>

【図表1】通達の主な内容（続き）

項目	主な内容	条目
②債券市場の整備で民間企業のデッドファイナンス円滑化	▶ 民間企業がハイテクや低炭素化事業目的で手形、債券、ハイブリッド証券、移行債などを発行することを支持する。債券発行に一括登録制（1回登録で複数回に分けて発行が可能）の導入を支持する。	第6条
	▶ 信用補完制度や信用リスク削減手法、直接投資などを通じ、民間企業の債券発行規模の拡大を推進する。	第7条
	▶ 商業銀行や保険会社、各種年金、公募ファンドなどの機関投資家による民間企業の債券への運用を奨励する。	第8条
	▶ ハイテク中小企業の資金調達ニーズに照準を合わせ、高利回り債券市場の整備を進め、専門投資家の育成と市場流動性の向上に注力する。	第9条
③多層的な資本市場の機能発揮で優良民間企業のエクイティファイナンス拡大	▶ 民間企業の上場（海外上場を含む）と増資、M&A（合併・買収再編）をサポートする。	第10条
	▶ 地域的な株式店頭市場による民間企業へのサポートを強化する。私募ファンドや証券会社などによる地域的な株式店頭市場への参加意欲を高める。保険や信託、資産運用商品による民間企業の未公開株への投資を支持する。	第11条
	▶ 政府系ファンドの誘導役割を発揮し、より多くの民間資本による重点産業及び重要分野の民間企業への出資を支援する。エンジェル投資家やベンチャー投資などによるスタートアップ民間中小零細企業への出資を後押しする。	第12条
	▶ エグジツトメカニズムの整備にも取り組み、持株のロックアップ期間と出資期間が逆方向に連動する制度の導入を進める。	
④外貨円滑化政策・サービスの提供拡大で民間企業の海外進出と誘致支援	▶ 銀行がより多くの優良な民間企業に対し、貿易外貨収支の利便化サービスを提供することを支持し、資金の越境決済効率を向上させる。	第13条
	▶ ハイテク及び「専精特新」企業に対するクロスボーダーファイナンス業務の利便化の試行範囲を拡大する ⁴ 。	第14条
	▶ 多国籍企業を対象とした人民元・外貨一本化したクロスボーダー資金集中管理（プーリング業務）の試行対象に条件を満たす民間企業を追加することを支持する。	
	▶ 外資企業の再投資に対する外貨登記手続きを不要とする試行範囲を段階的に拡大する。外資企業による中国本土でのエクイティ投資の利便性と民間企業の外資利用効率を向上させる。	
	▶ 海外未公開株投資ファンドによる優良な民間企業への投資を支持する。	第15条
▶ 政府と銀行、企業、保証機関の協働を強化し、民間中小零細企業の為替ヘッジコストを軽減させる。		
⑤インセンティブ強化で金融機関の民営経済向けサービスの積極性向上	▶ 多様な金融政策手段を活用し、銀行による重点分野の民間企業への与信拡大を支援する。民間中小零細企業の資金調達コストを引き下げる。	第16条
	▶ 創業融資の担保設定要件の最適化や関連手続きの簡素化（オンラインでの対応可能）を行う。	第17条
	▶ リスクがコントロール可能であることを前提に、輸出取引信用保険の導入範囲を段階的に拡大する。	
	▶ 民間企業への融資を支援するため、関連銀行による金融債、資本増強を目的とした劣後債などの発行を支持する。	第18条

⁴ これまでは天津市や上海市、北京市、重慶市、江蘇省、山東省、湖北省、広東省、四川省、陝西省、浙江省、安徽省、湖南省、海南省、深セン市、青島市、寧波市 17 省市において、ハイテク及び「専精特新」企業に対するクロスボーダーファイナンス業務の利便化を試行し、一定の限度額内の自由な外債借入を認めたが、国家外債管理局が今年 12 月 8 日に公表した『改革の更なる強化、クロスボーダー一貿易投資の利便化促進に関する通知』はその試行範囲を全国まで拡大した。その限度額について、上記 17 省市は 1,000 万米ドル相当金額、その他の地域は 500 万米ドル相当金額とする。『改革の更なる強化、クロスボーダー貿易投資の利便化促進に関する通知』は下記の URL よりダウンロードできます。

<http://www.safe.gov.cn/safe/2023/1208/23593.html>

【図表 1】 通達の主な内容（続き）

項目	主な内容	条目
⑥融資関連政策の最適化で民間経済の金融キャパシティ強化	▶ 民間企業の信用情報共有メカニズムを完備し、健全な中小零細企業と個人事業者の信用格付けと評価システムの整備を行う。	第 19 条
	▶ 条件が揃う地方が政府性融資保証機関の資本増強とリスク補償メカニズムを完備することを奨励し、政府性融資保証機関の信用補完・リスク分担の役割を一層発揮する。	第 20 条
	▶ 民間企業による手形を担保とした資金調達を実施しやすくする。手形の不渡りが続く信用失墜企業に対し、手形業務の展開を制限し、民間企業への代金支払遅延の防止に注力する。	第 21 条
	▶ 政府機関、事業団体、大手企業などの発注者が中小企業から売掛債権確認の請求を受け取った後、遅滞なくその債権を確認することを奨励する。売掛債権を担保とした資金調達の効率を高める。	第 22 条
	▶ 担保物の売却に係る現行の優遇税制を着実に実行し、銀行による不良債権の処理加速を更に支援する。	第 23 条
⑦組織的な実行保障強化	▶ 金融機関は多様な形で政策の広報・解釈を積極的に展開し、関連政策や金融商品・サービス情報を民間企業に発信する。	第 24 条
	▶ 各地の政府部門間の協働を強化し、関連作業を着実に推進する。優良民間企業リストを作成し、遅滞なく金融機関に発送し、銀行と企業間の意思疎通を強化する。	第 25 条

（通達に基づき、中国アドバイザー一部作成）

党中央委員会と国務院が 7 月 19 日に『民営経済の発展促進に関する意見』を公表して以降、中央政府及び各官庁から様々な関連政策が打ち出されました。関連政策については、以下図表 2 をご参照ください。また、8 月～11 月、江蘇省や浙江省、安徽省、天津市、広州市、深セン市などの地方政府も当地の民営経済の発展促進策を公表し、民間企業への支援強化に動き出してきました。

【図表 2】 民営経済下支えに関する中央政府の政策（7 月 19 日以降）

日付	公表元	政策名
7 月 19 日	党中央、国務院	『民営経済の発展促進に関する意見』
7 月 21 日	国家発展改革委など	『自動車の消費促進に関する若干措置』、 『電子製品の消費促進に関する若干措置』
7 月 24 日	国家発展改革委	『民間投資促進作業の更なる着実な実行による民間投資の意欲喚起に関する通知』 ⁵
7 月 31 日	国務院	『消費の回復と拡大措置に関する国家発展改革委員会の通知』 ⁶
7 月 31 日	最高人民検察院	『法に基づき民間企業内部人員が民間企業の合法権益を侵害する犯罪を処罰、予防し、民営経済発展のために良好な法治環境を創出することに関する意見』
8 月 1 日	国家発展改革委など	『民営経済発展を促進する最近若干措置の実施に関する通知』
8 月 2 日	国務院の「インターネット+監査」プラットフォーム	民営経済の発展を阻害する問題の手がかり募集
8 月 4 日	国家税務総局	『「民間の税事務処理春風行動」措置の継続と最適化による民営経済の発展とサービスの高度発展の促進に関する通知』
9 月 22 日	国家市場監督管理総局	『市場監督管理部門が民営経済発展を促進する若干措置』

（各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成）

⁵ 関連内容については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 672 号をご参照ください。下記の URL よりダウンロードできます。
<https://www.mizuho.com/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0725-XF-0105.pdf>

⁶ 関連内容については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 673 号をご参照ください。下記の URL よりダウンロードできます。
<https://www.mizuho.com/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0726-XF-0105.pdf>

■ 直近の重要政策

以下、直近に公表された主な政策をお知らせ致します。

産業政策

車両購入税の減免対象となる新エネルギー車製品技術要求の調整に関する工業情報化部、財政部、税務総局の公告

(原文: 中华人民共和国工业和信息化部 财政部 税务总局关于调整减免车辆购置税新能源汽车产品技术要求的公告)

2023 年第 32 号

工業情報化部など 2023 年 12 月 11 日公表、2024 年 6 月 1 日実施

【主要内容】

- 工業情報化部は財政部、国家税務総局と連名で、新エネルギー車 (NEV) の車両購入税 (取得税) の減免対象となる車両の技術要件を調整する公告を公表した。同公告は、新たな技術要件を付属資料に掲載し、電気自動車 (EV) の航続距離や動力電池のエネルギー密度の下限を引き上げ、電力消費量の上限を引き下げた。この他、低温航続距離の減衰率などの技術指標も追加された。
- EV乗用車の航続距離は200km以上に設定し、従来の100kmから引き上げた。動力電池のエネルギー密度は125Wh/kg以上と定めた。従来は95Wh/kg以上。
- プラグインハイブリッド (PHV。レンジエクステンダー式を含む) 乗用車のEVモードでの走行距離は43km以上、燃料電池車 (FCV) の航続距離は水素燃料のみで300km以上にそれぞれ設定した。EVバス、PHVバス、EVトラックの航続距離の下限もそれぞれ設けた。
- 同公告は24年1月から5月末までの移行期間を設け、6月1日から正式に実施する。24年から「車両購入税を免除する新エネルギー車の車種リスト」に組み入れることを申請する際、新たな技術要件などに適合する必要がある。23年末までにリスト入りしている車種は24年1月以降も優遇措置を適用するが、6月以降、要件を満たさない車種はリストから外される。
- 車両購入税の優遇対象となる新エネルギー車の技術要件の調整は17年以来。21年はPHVを対象に微調整したことがある。財政部などは今年6月、年末まで期限になった新エネルギー車に対する車両購入税の減免政策を延長・改善するとして⁷。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

https://www.miit.gov.cn/zwgk/zcwj/wjfb/gg/art/2023/art_62216a180da4437cad5c2710e4b6924e.html

貿易政策

国務院弁公庁が『国内取引と貿易の一体化発展の加速に関する若干措置』を公表する通知

(原文: 国务院办公厅印发《关于加快内外贸一体化发展的若干措施》的通知)

国弁発 [2023] 42 号

国務院 2023 年 12 月 11 日公表

【主要内容】

- 国務院弁公庁は、国内取引と貿易の一体化発展を促すための措置を公表した。これは、巨大経済圏構想「一帯一路」の推進と地域的な包括的経済連携 (RCEP) 協定の実行を契機に、標準・制度の整合化や、物流インフラの整備などへの取り組みにより、海外市場の開拓を内需拡大と結び付け、ハイレベルな「外循環」(対外貿易)による「内循環」(国内消費)の高度化へのけん引を図るもの。
- 国際標準の導入を進めると同時に、コモディティや海外建設プロジェクト、インテリジェント・コネクテッド・ビークル (ICV)、EC、決済などの重点分野に関する標準の外国語版の編集と広報を強化する。
- より多くの国との間で、電子化検査検疫証明書の応用を推し進める。

⁷ 関連内容については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 667 号をご参照ください。下記の URL よりダウンロードできます。
<https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0720-XF-0105.pdf>

- 様々な形で保護主義と市場分断をなくし、全国的で統一的な市場の構築を加速させる。自然災害、公衆衛生事件など突発的な状況下で、医薬品や医療機器を国内市場に迅速に導入できる制度を確立する。食品加工用の添加物の輸入手続きを簡素化する。監督管理手段が成熟し、国内需要が旺盛な輸入展示品の国内販売を支持する。
- 「三同」製品の要求適合については、企業の自己宣言または第三者の評価などを奨励する。「三同」製品と関連企業のPR活動を強化する。「三同」製品とは、同じ標準、同じ品質の要求に基づき、同一の企業が生産した国内販売と輸出とも可能な製品を指す。
- 貿易企業による国内外での販路拡大を支援する。集中仕入や、高品質の海外製品によるECプラットフォームや売り場、商店街・歩行者天国、工場直売所、卸市場での販売を奨励する。中国国際輸入博覧会などの展示会の役割も生かす。
- 貿易企業の商標権と特許権の保護を強化し、衣類や家具、家電などを中心に模倣対策を展開する。ECプラットフォームによるECサイトと関連商品への審査責任を明確にする。
- 沿海部と内陸河川の港湾で鉄道と水路の複合輸送の発展に力を入れる。地方政府が専項債（レベニュー債）を発行し、調達資金を国家物流ハブ拠点など物流インフラの整備に充てることを認める。
- サプライチェーンにおけるコア企業が川上、川下企業と協働し、国内外市場の開拓に取り組むことを支持する。
- C2Mといった製造者が消費者に直接注文を受けてから商品を作る受注生産型のビジネスモデルの発展を奨励する。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

https://www.gov.cn/zhengce/content/202312/content_6919596.htm

金融政策

銀行間債券市場の価値評価業務管理弁法

（原文：銀行間債券市場債券估值业务管理办法）

中国人民銀行公告〔2023〕第19号

中国人民銀行 2023年12月1日公表、2024年1月1日実施

【主要内容】

- 中国人民銀行は、インターバンク債券市場の安定した発展を促すため、債券価値評価業務の管理規則を公表した。同規則は、債券バリュエーション業務の規範化、価値評価サービス提供者の多様化により、債券市場の乱高下の回避を図るもの。規則は24年1月1日より実施する。
- 価値評価サービス提供者は価値評価を行う際、市場の実勢を反映できるデータを採用しなければならない。市場取引が活発な債券については、売買価格または成約可能価格などを優先的に採用しなければならない。売買低迷または相場環境の重大な変化により、市場価格が大幅に変動する債券については、売買高、売買目的などの要素を十分に考慮し、売買価格と提示価格の合理性と適用性を慎重に評価し、市場参加者の認知度が高く、信頼性が高い市場データを優先的に採用しなければならない。市場データが使用できない場合、測定モデルまたは専門家の判断、複数の価値評価サービス提供者などを通じて市況に相応しい妥当なデータを採用しなければならない。
- 価値評価サービス利用者は、当該サービスの品質を定期的に評価し、優良な価値評価サービス提供者を選定する。また、複数の価値評価サービス提供者を採用することを奨励する。
- 選定した価値評価サービス提供者を変更する場合、サービス利用者は変更の妥当性を十分に評価し、その理由を遅滞なく顧客に説明しなければならない。価値評価サービス提供者の無断変更により投資損益を調整してはならない。
- また、SPPIテストを満たさず、償却原価で測定できないクレジット物の評価方法の信頼性向上を目指し、規則第8条は「価値評価サービス提供者は価値評価サービスの信頼性、評価方法の妥当性、業務プロセスのコンプライアンス状況を定期的に検査しなければならない」と定めた。
- この他、規則は価値評価サービス提供者の情報開示や利益相反回避制度の確立などに関する規定も盛り込んだ。
- 今回の規則を打ち出した背景については、近年、債券投資家や理財商品（基本的に時価評価で金融資産を測定）が単一か、少数の価値評価サービス提供者に依存するため、債券（特に、流動性の低いクレジット物）時価の大幅下落を受け、理財商品の解約殺到が債券価格の急落に拍車をかけるという負

の連鎖につながりやすいことである。また、デフォルトリスクのあるクレジット物に対する価値評価について、価値評価サービス提供者がこれまで提供した評価価格が正味価値を上回る傾向があるとの指摘もあった。今年10月末に開催された中央金融工作会議は債券市場の質の高い発展と金融市場の安定化を強調し、価値評価サービス提供者のサービス力の向上とプライシングメカニズムの整備に注力する方針を示した⁸。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

<http://www.pbc.gov.cn/tiaofasi/144941/3581332/5156741/index.html>

(各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成)

【照会先】

中国アドバイザー一部 担当者：張

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2023 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性或いは完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。

⁸ 地方政府はこれまで、「城市建設投資公司（城投）」と呼ばれる資金調達事業体（LGFV）を通じ、インフラ整備や公共事業などの目的で債券（城投債）を発行してきた。その一部は以前、非標準物（債券市場に流通していないもの）として存在してきたが、近年、地方政府の隠れ債務を解消する一環として、高利回り非標準物が標準化する（債券市場に上場する）動きが活発になっている。一方、高利回り債券市場の整備には、適正な価格設定と市場全体の安定化が重要であるとみられる。今回の規則はインターバンク債券市場を対象としたものであるが、今後、取引所債券市場には同様なルールを打ち出すかどうか注目される。